令和８年定例第１回市議会会議録（第１日）

令和８年２月27日午前９時30分定例第１回市議会をみやま市役所議場に招集した。

１．応招議員は次のとおりである。

１番	諸冨　正也	９番	前原　武美
２番	三小田　智裕	10番	上津原　博
３番	黒田　清隆	11番	荒巻　隆伸
４番	河野　一仁	12番	瀬口　健
５番	森　弘子	13番	中尾　眞智子
６番	奥薗　由美子	14番	中島　一博
７番	吉原　政宏	15番	宮本　五市
８番	古賀　義教	16番	牛嶋　利三

２．不応招議員は次のとおりである。

な　し

３．出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

４．欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

５．本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井　千代	係長	高野　志乃扶
参与	田中　裕樹	書記	池田　祐司

６．地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋　盛人	総合政策課長	村越　公貞
副市長	森田　泰平	介護支援課長兼地域包括支援センター長	山下　優子
教育長	藤岡　育代	学校教育課長	松尾　郁代
監査委員	河野　信祐	子ども子育て課長	甲斐田　美紀
総務部長	椛嶋　晋治	農林水産課長	猿本　邦博
企画部長	坂本　生治	商工観光課長	垣田　智章
保健福祉部長兼福祉事務所長	田中　聡美	環境政策課長	中村　栄志
市民部長兼市民課長	松藤　典子	福祉課長兼福祉事務所副所長	野田　英一
環境経済部長	岡　俊幸	都市計画課長	石橋　豊裕
建設都市部長	城戸　邦宏	社会教育課長	村井　美和
教育部長	堤　則勝	上下水道課長	松尾　友博
消防長	北嶋　俊治	社会教育課長補佐兼施設担当係長	宮川　浩則
総務課長	平川　貞雄	環境政策課長補佐兼脱炭素社会推進係長	今村　雅義
財政課長	大坪　康春	福祉課長補佐兼福祉総務・障がい福祉係福祉総務担当係長	姉川　秀樹
企画振興課長	渡邉　満昭		

７．付議事件は、次のとおりである。

(1)　会期の決定について

(2)　会議録署名議員の指名について

(3)　監査報告について（例月出納検査、定期監査）

(4)　諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

(5)　施政方針説明

(6)　議案一括上程

(7)　提案理由説明

(8)　同意第１号　公平委員会委員の選任について

(9)　承認第２号　専決処分の承認について（専決第１号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第８号））

(10)　議案第３号　みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

(11)　議案第４号　みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

(12)　議案第５号　みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(13)　議案第６号　みやま市公共施設等整備基金条例の制定について

(14)　議案第７号　みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(15)　議案第８号　使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について

(16)　議案第９号　みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(17)　議案第10号　みやま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(18)　議案第11号　みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(19)　議案第12号　みやま市営住宅条例及びみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(20)　議案第13号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

(21)　議案第14号　筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について

(22)　議案第15号　みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について

(23)　議案第16号　みやま市道路線の廃止について

(24)　議案第17号　みやま市道路線の認定について

(25)　議案第18号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第９号）

(26)　議案第19号　令和７年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

(27)　議案第20号　令和７年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）

(28)　議案第21号　令和７年度みやま市水道事業会計補正予算（第２号）

(29)　議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算

(30)　議案第23号　令和８年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算

(31)　議案第24号　令和８年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算

(32)　議案第25号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計予算

(33)　議案第26号　令和８年度みやま市用地特別会計予算

(34)　議案第27号　令和８年度みやま市水道事業会計予算

(35)　議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算

午前９時30分　開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和８年定例第１回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第１　会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第１．会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。吉原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、令和８年定例第１回市議会の運営につきまして、２月17日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、同意１件、承認１件、議案26件でございます。

本会議の会期は、本日２月27日から３月19日までの21日間といたします。

その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について申し上げます。

同意第１号及び承認第２号の２件につきましては、即決といたします。

議案第３号から議案第６号までの４件及び議案第13号から議案第15号までの３件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第７号から議案第10号までの４件のうち、議案第８号を除く３件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第８号につきましては、全体審議といたします。

議案第11号、議案第12号までの２件及び議案第16号、議案第17号の２件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第18号から議案第21号までの補正予算４件につきましては、即決といたします。

議案第22号から議案第28号までの当初予算７件につきましては、予算審査特別委員会付託といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から３月19日までの21日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月19日までの21日間と決定をいたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第２．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、６番奥薗由美子君、７番吉原政

宏君、両名を指名いたします。

日程第３　監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第３．監査報告について。監査委員の報告を求めます。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

皆様おはようございます。本日は、例月出納検査と定期監査の御報告をさせていただきます。

まずは、例月出納検査です。

監査報告、例月出納検査の報告をいたしたいと思います。

地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、例月出納検査を行いましたので、同条第３項の規定により、その結果を御報告いたします。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管につきましては、令和７年10月分から12月分までの各月の月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

引き続きまして、定期監査の御報告を行います。

令和７年度定期監査の結果でございますが、定期監査は、地方自治法第199条第４項の規定により毎年期日を定め、本年度は、令和８年１月13日から１月30日まで、各事業の管理及び出納その他の事務の執行状況を主眼に監査をいたしました。

また、事務の執行が合理的かつ効率的また法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施いたしております。

本年度は、１節．報酬、２節．給料、３節．職員手当等、４節．共済費、５節．災害補償費、６節．恩給及び退職年金、８節．旅費、９節．交際費、12節．委託料、14節．工事請負費、18節．負担金、補助及び交付金、19節．扶助費、22節．償還金、利子及び割引料を対象に監査を行いましたところ、支出事務等につきましては適正に処理されておりましたけど、次の点については検討を望むものであります。

まず１点目です。

時間外勤務、これにつきまして、突出して多い部署が見受けられますので、職員の心身の負担軽減の観点からも、業務の改善や適正な人員配置など、引き続き時間外勤務縮減に向けた必要な措置を講ずるよう努められたい。

２点目です。

施設の維持・管理における委託につきましては、契約担当課で一括して入札を行うなど、引き続き経費節減に努められたい。

３点目、予算編成に当たりましては、毎年でございますが、年度途中で安易な流用や充用を行わないで済むよう、十分な精査を行われたい。

以上申し上げましたが、詳細につきましては、別添の監査報告書を御高覧賜りたいと存じます。

今後も、最少の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革の下、経費節減に努められるよう望むものであります。

以上、簡単ではございますが、令和７年度の定期監査の結果を御報告申し上げました。

日程第４　諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

○議長（牛嶋利三君）

日程第４．諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）についてを議題といたします。

まず、柳川みやま土木組合議会の報告を求めてまいります。10番上津原博君。

○10番（上津原　博君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。柳川みやま土木組合議会の御報告を申し上げます。

去る２月19日に令和８年第１回定例会が開催されました。

令和８年度一般会計予算と、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての２件が提案され、慎重審議の結果、全て原案のとおり可決いたしました。

令和８年度予算は、健全な財政の確保に留意し、限られた財源の有効活用、両市の要望などを踏まえた予算が編成されております。

歳入歳出それぞれの総額を361,500千円とするもので、対前年度比52,800千円の減額となっております。減額の主な要因は、工事請負費の減によるものです。

令和８年度におけるみやま市の一般分担金は49,532千円で、特別負担金は17,625千円です。

歳出の主なものは、農林水産事業費の317,850千円です。

また、みやま市内の一般修繕工事は２か所で、山門の久留原と浜田の南里の捲揚機防護柵取替え、補助工事は５か所で、文廣の下名鶴の遠隔操作装置の設置、小川の印鑰、小川橋と河内の大町、東津留の江湖の捲揚機取替え、電源切替え、防護柵設置が予定されております。

最後に、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合の規約の変更については、令和８年３月31日をもって久留米市外三市町高等学校組合が解散することに伴い、退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減ずる変更です。

また、令和８年４月１日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を久留米広域消防組合に変更されることに伴い、退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでした。

以上、柳川みやま土木組合議会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めます。８番古賀義教君。

○８番（古賀義教君）（登壇）

おはようございます。それでは、有明生活環境施設組合、令和８年第１回定例会のみやま市議会の報告をいたします。

それでは、私のほうから有明生活環境施設組合議会の報告をいたします。

去る２月16日、令和８年第１回有明生活環境施設組合議会定例会が開催され、３議案が上程されました。

１つ目は、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更等についてであります。

この議案は、先ほどの柳川みやま土木組合の議会報告であったものと同様のもので、改正に当たっては、地方自治法第290条の規定により、退職手当組合に加入する全ての団体の議会の議決が求められていたものです。

２つ目は、令和７年度の一般会計予算の補正予算であります。

今回の補正は、銀行の預金利率の上昇によって、当初の見込みより預金利子が多く生じたり、基金の積立財源としている売電収入が当初の見込みより多かったりしたことから、その上回った額も含めて、それぞれの基金に積み立てるために行うもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ419千円を追加するものです。

３つ目は、新年度予算についてであります。

令和８年度有明生活環境施設組合一般会計予算の総額は854,664千円で、前年度比で16,707千円の増額でした。

主な内訳といたしましては、火葬施設「有峰苑みやま柳川」の施設管理費が76,725千円で、予算総額の約９％を占め、ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」の施設管理費が713,075千円で、予算総額の約83％を占める予算編成でございました。なお、令和８年度におけるみやま市の負担金は、火葬分28,432千円、塵芥処理分183,740千円であります。

以上の３議案については、慎重審議の結果、全て全会一致で原案どおり可決いたしました。

また、定例会の開会前に組合議会全員協議会が開催され、有峰苑みやま柳川の管理運営業務事業者の決定について報告がありました。

有峰苑みやま柳川は令和２年４月に開苑し、これまで業務委託により施設運営を行ってきており、今回の業者選定は３期目に係るものです。

事業者は、第１期及び第２期と同じ富士建設工業株式会社九州支社に決定し、第３期に当たる令和８年度から12年度までの５年間の管理運営をお願いすることとなりました。

簡単ではございますが、以上で有明生活環境施設組合議会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、私のほうから、福岡県南広域水道企業団議会の報告をいたします。

当企業団議会は、令和８年２月19日に第１回定例会が開催をされました。

定例会に上程された令和８年度福岡県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算など、６議案は全て可決をされました。

当企業団は、「安全で良質な水の安定供給により県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献する」との基本目標を定め、福岡県南地域の生活基盤である水道施設の整備を進めております。

用水供給の状況といたしましては、令和８年度の１日平均供給水量は10万2,654立米で、年間総供給水量を3,746万8,710立米と見込んでおります。

続きまして、令和８年度予算の概要について申し上げます。

収益的収支につきましては、事業収益は4,880,357千円で、事業費用は4,507,224千円であります。

収支差額373,133千円から消費税を差し引いた331,656千円が当年度利益として計上されております。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入が408,015千円、資本的支出は3,836,514千円であります。差引き3,428,499千円の不足については、全額、損益勘定留保資金等で補塡する予定でございます。

以上、簡単でありますけれども、報告を終わります。

日程第５　施政方針説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第５．市長の施政方針の説明を求めてまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議員の皆様方、改めましておはようございます。

令和８年定例第１回市議会の中での施政方針をただいまより御説明させていただきます。少々お時間を拝借しますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

施政方針。

本日、ここに令和８年第１回みやま市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、日頃より、本市の市政運営に当たりまして御理解と御支援を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本議会に提案いたします議案の説明に先立ちまして、新年度の施政方針を申し上げ、議員の皆様をはじめ、広く市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本市では、昨年４月に、みやま市人口ビジョン及び第３期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

この計画では、国勢調査による人口が、昭和60年の５万1,609人をピークに、令和２年には３万5,861人と３割減少し、国立社会保障・人口問題研究所の試算では、このまま何ら特段の対策を講じない場合、2060年の本市の人口を１万7,425人と見込んでおります。

このような大幅な人口減少を食い止めるため、交流人口や関係人口の増加による移住・定住の促進、また、転出超過となっている若年層に対し、働く場の創出や安心して出産・子育てができる環境整備を進め、住み続けたい魅力的なまちづくりを進めてまいります。

次に、国の状況でございますが、今年１月23日に衆議院が解散し、解散から投開票まで16日間と、戦後最短の選挙戦は、与党自民党が316議席を獲得したことにより、再び高市政権

が発足いたしました。

国の令和８年度当初予算は、衆議院の解散により年度内の成立が困難と見られており、本市の令和８年度予算は、現在提供された国の情報並びに県の当初予算の状況を基に、通常予算として計上いたしております。今後、国の状況を注視しながら、必要な予算は補正予算にて対応したいと考えております。

それでは、まず、国の令和８年度地方財政対策につきまして御説明いたします。

地方財政計画の歳出は、物価高の中、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費、人件費等の負担増に対応し、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源について、昨年を上回る額が確保されています。

このことを踏まえ、地方の一般財源総額は、前年度を3.7兆円上回る67.5兆円が確保されています。地方交付税総額は、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円となっております。

次に、本市の財政状況につきまして御説明いたします。

令和６年度の決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が93.1％となり、財政の硬直化は年々進んできております。財政運営では、歳出に対する歳入の不足が続き、基金の繰入れにより収支の均衡を保っている状況であります。

歳出では、人件費をはじめ、社会保障の扶助費や地方債の償還である公債費などの義務的経費が増加しており、また、公共施設の老朽化による維持補修費や委託料などの物件費も毎年増加傾向にあります。

歳入では、昨年実施された国勢調査の人口が令和８年度からの５年間、地方交付税の算定に反映されることから、地方交付税への依存度が高い本市にとりまして、これまで以上に財源確保が大きな課題となっております。

ふるさと納税や企業誘致をはじめとした自主財源の確保とともに、国、福岡県などの重点施策の動向を注視し、財政的に有利な補助金や交付金など、特定財源の確保に努めてまいります。

また、地方債は、これまでも過疎対策事業債をはじめ、交付税措置率が高い有利なものを活用しており、起債残高の約７割の償還額が地方交付税で措置されることとなっております。

このように、財源を確保しつつ、一方では、みやま市行政改革プランを確実に実行することで、成長と健全化が両立し得る財政基盤を確立し、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

次に、令和８年度の重点政策について御説明いたします。

まずは、市民の皆様の命と暮らしを守る安全・安心のまちづくりの推進でございます。

内閣府による令和８年１月の月例経済報告では、景気は米国の通商政策、いわゆる他国への関税対策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、「穏やかに回復している」と示しました。

個人消費では、持ち直しの動きが見られるとした一方で、消費者物価は上昇していると報告されており、今後も物価高騰による市民生活への影響が続くことが考えられます。このため、本市では、国の重点支援地方交付金を有効活用し、物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者に対しまして、実情に応じたきめ細かな支援を行い、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、近年の気候変動の影響により、線状降水帯等が発生し、各地で甚大な災害が頻発しております。国及び気象庁では、令和８年５月から新たな防災気象情報の発信基準として、各情報の発令基準を避難行動に応じた５段階の警戒レベルと整合させ、防災行動との関係をより明確にする運用を開始しております。本市においては、変更された防災気象情報の周知と自主防災組織の設立支援や登録防災士の養成などを通じて地域防災力の強化に努めてまいります。

次に、安全・安心な教育環境の確立でございます。

まず、令和６年２月に発生した学校給食事故を受けまして、毎年２月26日を学校安全の日と定めました。事故を忘れず、また事故を二度と起こさないよう、命の尊さ、大切さを深く心に刻み、安全で安心な学校づくりに向けて、市内全小・中学校で安全に関する取組をさらに進めてまいります。

令和８年度中に、全ての小学校への緊急通報システム整備が完了いたします。様々な緊急事態を想定し、緊急通報システムを使用した訓練を重ねながら、緊急時における児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

また、昨年同様、危機管理研修や普通救命講習の実施などにも取り組んでまいります。

さらに、災害時や通学時の安全指導を徹底するとともに、施設や地域の環境整備を図りながら、児童・生徒のかけがえのない命を守る強い決意の下、安全・安心な教育環境を確立してまいります。

次に、ワンヘルスの推進でございます。

ワンヘルスの推進につきましては、みやま市ワンヘルス推進行動計画に基づき、既存事業の推進や拡充を図りながら、市民、事業者・団体、行政が一体となり、「ワンヘルスのまち　みやま」を目指し、全力で取り組んでまいります。

福岡県によるワンヘルスセンターの整備は、昨年11月に起工式が行われ、令和９年度の供用開始に向け、建築工事が着々と進められています。県との連携をより一層深め、様々な取組を通じて、新たな地域活性化につなげてまいります。

さらに、教育委員会では、全小・中学校の教育課程にワンヘルス教育を取り入れ、全国初の実践を行っております。

令和４年度からの教職員等の研修をはじめ、令和７年度におきましては、瀬高小学校での本市ワンヘルス総合推進室と連携した研究発表会を開催し、多くの関係者の方々に御参加をいただき、画期的なワンヘルス教育を推進してまいりました。令和８年度は、南小学校、山川中学校において研究発表を開催する予定であります。

次に、安心して産み、育てられる子育て支援の推進でございます。

国は、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の形成を目指しております。

本市におきましても、こども家庭センターに臨床心理士等を配置し、きめ細やかな相談対応体制を構築することで、子育て家庭のニーズに寄り添い、子供たちの健やかな育ちを支援してまいります。

令和８年４月からは、新たにこども誰でも通園制度を実施します。全ての子供の育ちを応援し、子育て家庭に対して、様々な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化してまいります。

加えて、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を構築するため、妊婦に対し、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等を助成します。

少子化対策では、若い世代が子供を産み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、高校生を対象に、乳幼児とのふれあい体験を実施いたします。この事業は、乳幼児とのふれあいを通して、若者に子供への関心を高めていただくことで、対策につなげるものでございます。

また、給食費について、令和８年度から国の財源による小学校給食費の無償化が見込まれ

ており、これまで市が負担していた小学校給食費の財源を中学校給食費に充て、保護者に対する半額補助を行ってまいります。

以上、令和８年度の市政運営における重点施策を申し上げました。皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、令和８年度当初予算案における持続可能な質の高い行政サービスを実現するための各種事業を、第２次みやま市総合計画の７つの政策分野に沿って御説明いたします。

初めに、「魅力あふれる住みやすいまちづくり」について申し上げます。

まず、計画的な土地利用の推進でございます。

みやま市都市計画マスタープランに基づき、幹線道路沿いの沿道型商業地においては、生活利便性を高める施設等の立地を促進するなど、計画的な土地利用に努めてまいります。

また、ワンヘルスセンターを中心とする区域では、研究・産業関連施設や交流促進に資する施設等の立地誘導を図り、「ワンヘルスのまち　みやま」のまちづくりを推進してまいります。

次に、利便性の高い地域交通体系の整備でございます。

集落間を結ぶ幹線道路の整備は、車両運行の円滑化と歩行者の安全に寄与し、地域活力のさらなる向上に資することとなります。

坂田・竹飯線をはじめとする、日常生活に密着した道路の整備は、地域の実態を踏まえ、社会資本整備総合交付金を活用し、計画的に進めてまいります。

県道の高田・山川線を国道208号へ延伸することは、有明海沿岸道路への交通アクセスを向上させ、地域振興に資することになり、その実現に向けて、県と連携、協力の下、進めてまいります。

また、舗装道や橋梁の老朽化に伴い、個別計画に基づく計画的な維持管理と長寿命化を進めてまいります。

公共交通では、みやま市地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通を確保してまいります。今年３月より、予約制乗合バスの本格導入が決定し、本市の交通空白地の解消に寄与するものと期待しております。今後も利用者のニーズに沿った、利便性の高い公共交通体系の構築を目指してまいります。

また、地域住民をはじめとする通勤・通学者からの御要望にお応えし、利用者の利便性が向上するよう、引き続きＪＲ、西鉄の駅前駐輪場に屋根を整備してまいります。

次に、良好な住宅環境の整備でございます。

空き家対策では、みやま市空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を促すとともに、リフォームの補助制度の拡充や家財処分補助制度を新設し、空き家バンク登録の奨励を行います。

また、市民の安全と住環境の保全を図るため、老朽化が進み、危険性の高い家屋については、特定空家に認定し、適切な措置を進めてまいります。

次に、上下水道の整備でございます。

上水道事業については、老朽化に伴う水道管の更新を計画的に進めてまいります。また、経営面では、人口減少を要因とする使用水量の減少や料金収入の減収が見込まれる一方で、施設等の更新費用が増加し、経営環境はさらに厳しさを増しております。

今後の安定した事業運営を継続するため、経営戦略に基づき、水道事業経営審議会に諮問してまいります。

下水道事業については、公共下水道整備計画に基づき、瀬高町下庄地区の管渠布設工事を進めます。あわせて、浄化槽設置推進事業についても、引き続き推進してまいります。

次に、高度情報通信基盤の活用でございます。

インターネットを活用した電子申告や電子申請など、行政手続の電子化をはじめ、情報通信技術を効率的に利用することで、市民サービスの向上と業務の効率化に取り組んでまいります。

また、みやま市ＤＸ推進計画に基づき、ホームページやＳＮＳを有効活用し、特産品及び観光等のＰＲを行うなど、情報通信技術を活用した産業振興を推進いたします。

さらに、メタバースやドローンなどの先端デジタル技術を活用しながら、観光資源や文化財などを市内外に発信してまいります。

次に、移住・定住の促進でございます。

国全体の人口が減少する中、本市においても、人口の減少に歯止めをかけるため、移住・定住施策の推進は喫緊の課題となっております。

第３期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各施策を推進していくとともに、今後の企業立地やワンヘルスセンターの開設等も見据えた移住者支援、若者世代への支援、定住施策などに積極的に取り組み、住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めてまいります。

移住・定住の促進とワンヘルスの理念に基づくまちづくりの推進に向け、ペットと共存できる住環境の整備を進めます。

２点目の「自然を育む安全安心なまちづくり」について申し上げます。

まず、自然環境の保全でございます。

整備した森の小径や、清水寺、五百羅漢などの観光スポットをめぐる清水山ワンヘルスコースは、ワンヘルスを学び、森林浴などを楽しめるコースとなっております。ワンヘルスコースマップを活用した観光振興や健康づくりを推進するとともに、幅広い世代に環境保全に対する学びの場を提供いたします。

次に、地域が一体となった循環型社会の形成でございます。

ごみ分別・リサイクル活動や啓発事業を通して、市民の皆様の環境に対する意識の高揚を図ってまいりました。これは、ごみ焼却量の削減に表れており、燃やすごみの減量化が順調に進んでおります。

また、旧清掃センター跡地に、リサイクルのためのストックヤード建設を予定しており、さらなるリサイクル推進に取り組んでまいります。

ごみの収集運搬業務委託につきましては、専門家によるあり方検討委員会を立ち上げ、精査いたしました。検討委員会の御意見等を踏まえ、市民生活に寄与する適切なごみ収集運搬業務に努めてまいります。

次に、エネルギー政策の推進でございます。

脱炭素社会の実現に向け、公共施設への太陽光発電設備等の導入可能性調査に基づき、ＰＰＡ事業等による太陽光発電設備等の導入や本庁舎及び中学校校舎のＬＥＤ化を進めてまいります。

また、ゼロカーボン推進事業補助金の対象として、新たに脱炭素志向型住宅を追加し、地域の脱炭素をさらに推進します。

次に、防災対策の推進でございます。

いかなる自然災害が発生しようとも市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するため、国土強靭化施策に努めてまいります。

大雨による冠水対策では、下庄雨水ポンプ場の設備更新を継続して取り組んでまいります。さらに、河川や水路のしゅんせつやクリークの先行排水、田んぼダムの活用など、流域治水をさらに推進してまいります。

国土強靭化対策では、福岡県と連携を図り、飯江川・大根川流域の湛水被害対策として、排水機場の整備に計画的に取り組んでまいります。

また、自主防災組織設立の推進や防災士の育成に引き続き取り組み、避難所対策として、備蓄品や資機材を適切に配備し、避難者の生活環境の向上と訓練を通じて、円滑な避難所運営に取り組んでまいります。

次に、消防・救急体制の充実でございます。

近年、各地で極端な乾燥による大規模な林野火災や家屋密集地域の大規模火災が頻繁に発生しております。こうした大規模火災を未然に防止するため、消防車両を更新し、消防力の向上を進めてまいります。

また、消防本部では、救急救命士や予防技術資格者など、専門的な技能・技術を持つ職員を養成し、多様化、複雑化する各種災害への対応と高度な住民サービスを提供してまいります。

さらに、教育現場に対しては、より一層の応急手当の知識と技術の向上を図るため、今後も継続して救命講習等の指導に力を入れてまいります。

市民の皆様には、家庭における防火対策と救急事故発生時の応急手当などの啓発に取り組み、さらに、デジタル技術を活用した火災予防の電子申請や、ＶＲ機器による体験型の防火防災意識の普及を推進してまいります。

消防団活動では、団員の負担軽減を図るため、引き続き訓練や行事内容を見直し、活動しやすい環境整備を進めるとともに、団員確保を支援するための情報発信に努めてまいります。

また、消防団の組織再編においては、旧山川南部小学校体育館跡地に山川南部分団格納庫を建設いたします。

次に、防犯対策・交通安全対策の推進でございます。

柳川警察署をはじめ、安全・安心まちづくり推進協議会や防犯協会と連携し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。ＬＥＤ型防犯灯への取替えを支援し、地域との連携による防犯対策を充実強化してまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を促進いたします。新たに、自転車でめぐる魅力あるルート整備を進め、サイクルツーリズムを推進いたします。

３点目の「地域の特色を生かした活力あるまちづくり」について申し上げます。

まずは、農林水産業の振興でございます。

本市の基幹産業である農業では、担い手・後継者不足を解消するため、ＪＡみなみ筑後や福岡県南筑後普及指導センターと連携を強化し、持続可能な農業振興を図ってまいります。

また、ＩＣＴを活用したスマート農業の推進や老朽化した土地改良施設の機能回復に加え、生産力の強化や農業所得の向上を支援してまいります。

さらに、農業者と地域が一体となり、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業等を活用した適切な農地の環境保全に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、イノシシなどの侵入防止柵の購入費を補助するとともに、駆除に係る人的支援や箱わなの増設など、猟友会と連携した駆除体制を一層強化することで、「害獣を捕る」と「農地を守る」の二本立ての対策を講じ、農作物等の被害を防止してまいります。

加えて、野生動物とのすみ分け促進の観点から、人が住む集落や、農地と野生動物の生息地である山林との間に見通しのよい地帯を設ける緩衝林整備事業に取り組みます。

また、道の駅みやまを地産地消の拠点とし、にぎわいを創出することで、地元特産品のＰＲや農業者等の所得向上に努めてまいります。

農業生産基盤整備では、中山間地域におけるかんきつ等の生産向上や、高品質な山川みかんの栽培を促進するため、山川町甲田地区の山間地基盤整備事業を、令和12年度の完成に向けて進めております。

加えて、平たん地域においても、農業生産基盤を強化し、生産力を向上するため、農業水利施設保全対策事業並びに土地改良施設維持管理適正化事業等を実施し、揚水施設等の機能回復を図ってまいります。

林業の振興では、県の補助事業や国の森林環境譲与税を活用し、森林所有者意向調査を行い、荒廃した森林や竹林の再生整備を推進してまいります。

漁業の振興では、本市の漁業は、豊かな自然環境の中で発展し、地域の方々の生活を支える重要な産業ですので、江浦漁港の施設環境を整備し、安全で円滑な漁業活動を確保するとともに、利便性の向上につなげてまいります。また、地域の環境保全を図るため、高田漁協の赤水対策事業を支援してまいります。

次に、商工業の振興でございます。

ＪＲ瀬高駅をまちの玄関口としたＪＲ瀬高駅周辺活性化計画に基づき、関係団体と連携したイベントを開催するなど、駅周辺のにぎわい創出に努めてまいります。

事業者支援では、新規創業者に空き店舗の利活用などを紹介し、新たな雇用による地域の活性化、さらには移住定住へとつなげていくとともに、積極的に生産性向上を進めている小規模事業者を支援してまいります。

事業者への物価高騰対策として、融資預託金を引き続き拡充するとともに、プレミアム率25%の商品券の発行や、デジタル地域通貨によるポイント給付事業により、地域経済を活性化してまいります。

次に、企業誘致の推進でございます。

みやま柳川インターチェンジなど、恵まれた立地条件を生かして、製造業やワンヘルス関連事業の誘致を推進してまいります。インターチェンジの西側では、新たな産業団地の造成に向けて、測量調査及び埋蔵文化財発掘調査等を実施してまいります。

本市における企業立地を促進するため、引き続き企業誘致活動を推進し、産業の集積及び雇用の創出を図ってまいります。

次に、観光の振興でございます。

第２期みやま市シティプロモーション戦略に基づき、本市の豊富な地域資源を生かした観光振興政策を積極的に推進してまいります。

九州オルレ「みやま・清水山コース」では、九州オルレ認定地域協議会との連携を強化しながら、国内外からの観光客を誘客し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、本市の豊かな自然、文化を生かし、都市と農村の交流を進めるグリーンツーリズムを推進するとともに、筑後広域公園内のスポーツ施設などと連携し、スポーツの要素を取り入れたツーリズムも併せて展開してまいります。

さらに、観光協会と連携し、地域資源を活用した体験プログラム「つきなみ旅」を充実させ、旅行者のニーズに沿った着地型観光を推進してまいります。

４点目の「健やかに暮らせる福祉のまちづくり」について申し上げます。

まず、健康づくりの推進でございます。

第３次みやま市健康増進計画・健康みやま21に基づき、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病等の早期発見、早期予防と重症化予防の推進に取り組んでまいります。

また、新たに小児におけるＲＳウイルス感染症予防のため、妊婦を対象に母子免疫ＲＳウイルスワクチンの定期接種を実施いたします。

次に、生涯現役のまちづくりの推進でございます。

本市の高齢化率は、令和７年11月現在、40.1％となり、今後も上昇を続ける見込みとなっております。認知症や要介護状態となっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく健やかに暮らすことができる支え合いのまちづくりを目指してまいります。

まず、第９期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を積極的に推進いたします。特に、元気な高齢者を増やし、地域の支え手として活躍できるよう、フレイル対策を推進してまいります。

令和９年度からの第10期計画に向けては、住民ニーズを把握し、必要な介護保険サービスや介護予防事業を検討してまいります。

また、現在、65歳以上の５人に１人が認知症になると予想されております。認知症に対する正しい情報を周知するため、認知症サポーターの養成、認知症ケアパス等を活用し、幅広い世代に普及啓発を行います。

一方で、認知症になっても尊厳を持って、その人らしく安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進に努めてまいります。

次に、障がい者が生き生きと暮らせる環境づくりの推進でございます。

障がいのある方が、地域社会の中で生きがいを持って暮らせる共生社会の実現を目指し、第３次みやま市障がい者基本計画の策定に着手し、障がいのある方の自立と社会参加を支える、みんなにやさしいまちづくりを目指してまいります。

障がいのある方のニーズに適した日常生活・社会生活の支援を図るため、基幹相談支援センターを中心とした相談体制を継続するとともに、重度の障がいのある在宅の方を対象に、配食サービスを開始いたします。

また、需要が急速に高まっている障がい児の支援では、放課後等デイサービスなど、地域の事業所及び関係機関と連携しながら、地域全体で切れ目のない支援を推進してまいります。

さらに、障がいのある方の社会参加については、就労継続支援事業所や民間事業所等とのネットワークを構築・拡大し、就労の場を確保することで促進してまいります。

次に、安心とゆとりのある地域福祉の実現でございます。

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・民生委員児童委員の皆様と協力し、地域福祉活動を充実させ、地域課題を解決することで、住みよい地域づくりに取り組んでまいります。

５点目の「豊かなこころを育むまちづくり」について申し上げます。

本市の伝統や文化、風土、温かい人の和の中で子供たちを育み、ふるさと「みやまに学び、みやまを愛し、みやまに生きる」人づくりを目指してまいります。

まず、生きる力を育む学校教育の充実でございます。

学力の向上、ワンヘルス・キャリア教育、安全教育、凡事徹底を重点に、何事にも主体的に参画する姿勢を育む学校教育活動を充実してまいります。

読む、書く、ＩＣＴ活用の充実により、思考力を育て、学力向上を図ってまいります。また、昨年度の小学校に続き、全中学校のタブレット端末を更新し、学習環境を整備いたします。

ワンヘルス・キャリア教育では、プレゼン力や行動力を育てるため、９か年のカリキュラムや小・中・高連携の充実を図り、児童・生徒の目的意識や目標設定を明らかにした教育活動を積極的に推進してまいります。

安全教育では、防災、救命、性などの「いのち」に関する学習や、２月26日の学校安全の日の取組等により、児童・生徒が自ら危機を回避する力を育ててまいります。

凡事徹底では、挨拶や整理整頓などを自ら行い、子供たちが主体的に行う委員会活動や生徒会活動を通して、自治の力を育ててまいります。

学校再編推進事業では、瀬高中学校と東山中学校が統合し、令和８年４月にみやま中学校が開校いたします。

不登校の予防やいじめへの対応につきましては、学校と適応指導教室「さくら」との連携を強化し、組織的にきめ細やかに早期対応を進めてまいります。

次に、地域教育力の充実でございます。

学校・家庭・地域の連携により、生活習慣を定着させることで、家庭の教育力を高め、青少年の健全育成を推進してまいります。

また、コミュニティスクールと地域学校協働活動による学校ボランティア活動や、放課後学習教室の実施など、一体的な推進により地域全体で子供の成長を支えながら、地域教育を充実してまいります。

次に、生涯学習の推進でございます。

公民館活動の活性化による学習機会の拡大や、頭と心を満たす読書のまちづくりを進め、学びと活動の好循環を生み出してまいります。

次に、スポーツ、文化・芸術の振興と文化財の保護・活用でございます。

市民の皆様による自主的なスポーツ・文化活動を支援してまいります。

スポーツの振興では、スポーツの力で本市を元気にし、健康で活力ある生活を送れるよう、市内や筑後広域公園の施設を有効活用した各種スポーツイベント等を開催してまいります。

文化・芸術に触れる機会の充実を図るため、魅力ある学習講座等を開催し、文化の薫り高い豊かな心を育むまちづくりにつなげてまいります。

また、長い年月の中で育まれ、守り伝えられてきた文化財、伝統芸能を保護するとともに、史跡等の文化財や伝統芸能について、デジタル技術を活用した情報発信に取り組んでまいります。

次に、多様な交流の推進でございます。

福岡県による南筑後未来の地域リーダー育成プログラムに近隣自治体と取り組み、中学生が理想とする地域の未来について考え、発信・提言することにより、次世代の人材育成に努めてまいります。

６点目の「協働で進めるまちづくり」について申し上げます。

まずは、住民参画によるまちづくりの推進でございます。

広報紙、ホームページ、ＳＮＳ、ＦＭたんと、テレビのデータ放送広報サービス等の媒体を通じ、最新情報をタイムリーにお届けするとともに、的確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、主要な計画を策定する際に、パブリックコメントを実施し、市政に対する御意見、御提案を反映する公聴制度を推進してまいります。

さらに、市民の皆様と行政の協働による魅力あるまちづくりを進めるため、主体的に協働に取り組む団体を支援してまいります。

次に、人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進でございます。

人権課題が複雑化してきており、その解決に当たりましては、人権意識を高め、お互いの多様性を認め合うことがとても大切になります。そのための人権教育を推進し、人権尊重理念の啓発に努めてまいります。

また、第２次みやま市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、性別に関わりなく、仕事や地域活動などに積極的に参画ができ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の確立を目指してまいります。

さらに、増加傾向にあるＤＶ等の相談事案に対応するため、人権・同和対策室を人権・同

和・男女共同参画推進室に改めるとともに、女性相談支援員を配置し、相談体制の充実を図ってまいります。

最後に、７点目の「健全で効率的な行財政運営」について申し上げます。

まず、簡素で効率的な行政運営の推進でございます。

市民の利便性の向上と業務の効率化を進めるため、健康づくり課を保健福祉部から市民部に移管し、ワンストップ窓口サービスの主体を、市民部に一元化いたします。

また、デジタル化を推進するため、みやま市ＤＸ推進計画に基づくデジタル技術を活用した業務の効率化や、オンラインによる手続の拡充に取り組み、市民の利便性の向上につながるよう努めてまいります。

みやま市ＤＸ推進計画は、対象期間を令和６年度から８年度としており、最終年度を迎えることから、計画の見直しを行い、より実効性の高い計画の策定に取り組んでまいります。

さらに、庁内のＤＸを推進するため、総合システムを導入し、業務の効率化を図るとともに、ペーパーレス化を進めてまいります。

人材育成では、令和５年12月に国が人材育成・確保基本方針を定めたことを受け、令和７年度にみやま市人材育成・確保基本方針を改定いたしました。

少子高齢化と、生産年齢人口の減少が進む中、今後ますます深刻化する人材不足の問題に対応するため、ＡＩなどのデジタル技術を活用する人材の育成と職員のキャリア形成に努めてまいります。

次に、持続可能で健全な行政運営の推進でございます。

財政状況は、冒頭で申しましたように、厳しい運営が見込まれるものと認識しております。

持続可能な行財政運営を進めるに当たり、みやま市行政改革プランに基づき、質の高い行政サービスの提供と組織力の強化に努め、職員と一丸となって効率的な行政運営を行い、財政の健全化を推進してまいります。

また、本市の公共施設である庁舎や消防施設、学校、社会教育施設等の多くは、建築から30年以上が経過しており、刻々と老朽化が進んでいます。施設の補修につきましては、利用の状況と緊急性を考慮しながら進めるとともに、今後、多額の営繕費用が必要になることに備え、新たに公共施設等整備基金を新設いたします。

一方で、本市の人口は年々減少が見込まれるため、みやま市公共施設等総合管理計画の改定を行い、人口に応じた適正規模の施設となるよう進めてまいります。

学校跡地の有効活用につきましても、本市の人口減少や公共施設の老朽化が進む中にあって、近年の物価高騰による事業費の増加や本市の財政状況を見据えた慎重な判断が求められております。その上で、旧山川東部小学校や竹海小学校、上庄小学校につきましては、地域コミュニティの活動拠点として利活用される施設となるよう、引き続き地元との丁寧な協議を重ね、段階的に取組を進めてまいります。

旧本郷小学校につきましては、見直した跡地活用方針のブラッシュアップを図り、具体的な中身を練り直してまいります。

また、高田地区の学校跡地につきましても、社会情勢の変化を踏まえながら、地域の活性化や課題解決につながるよう、地域のポテンシャルを生かした様々な活用の可能性について検討を進めてまいります。

以上、申し上げました総合計画の７つの政策を中心に予算編成を行った結果、一般会計の当初予算は、合併後２番目の規模となる22,643,000千円を計上いたしております。

本市は、来年１月に市制20周年を迎え、記念式典や20周年の冠を付した各種事業に取り組みます。この20年間では、みやま柳川インターチェンジの供用開始や有明海沿岸道路の開通など、様々なインフラの整備が進んでまいりました。

近年は、インターチェンジ付近の産業団地への企業進出も徐々に進んできており、さらに、令和９年度にはワンヘルスセンターの供用開始が見込まれております。

全国的に人口減少と少子高齢化の進行、住環境対策など、多くの課題が山積する中、本市が市制20周年の節目を迎えるに当たったことを、新たな変革を迎える第一歩として、明るい未来を創造し、強い姿勢を持って日々研さんしながら、積極果敢に取り組んでまいります。

以上、令和８年度の市政運営の基本方針並びに予算案の諸事業について申し上げました。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様におかれましては、市政運営に、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

長時間の御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩は11時までとします。

午前10時50分　休憩

午前11時02分　再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第６　議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第６．議案の一括上程を行います。

同意第１号の１件、承認第１号の１件、議案第３号から第28号までの26件を一括議題といたします。

日程第７　提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第７．提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

本議会に御提案いたします議案につきまして御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております同意第１号　公平委員会委員の選任についてから議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算までの28件でございます。

内訳といたしましては、公平委員会委員の同意案件１件、専決処分についての承認案件１件、また、条例改正のほか、一部事務組合の規約変更、過疎地域持続的発展計画の策定、市道路線の廃止・認定、本年度予算の補正及び来年度当初予算など議案26件を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

日程第８　同意第１号

○議長（牛嶋利三君）

日程第８．同意第１号　公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第１号　公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、浅山和生氏の任期が令和８年３月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市公平委員会委員に再任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

浅山氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第１号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第１号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第１号を採決いたします。

お諮りします。同意第１号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第１号　公平委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第９　承認第２号

○議長（牛嶋利三君）

日程第９．承認第２号　専決処分の承認について（専決第１号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第８号））について、提案理由の説明を求めます。椛嶋総務部長。

○総務部長（椛嶋晋治君）（登壇）

改めましてこんにちは。承認第２号　専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和８年２月８日に執行された衆議院議員総選挙費に関し、その必要経費につい

て緊急を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により令和８年１月23日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書26ページをお願いいたします。

専決第１号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第８号）は、歳入歳出予算にそれぞれ19,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25,063,903千円といたしております。

まず、歳入について御説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

16款３項１目の衆議院議員総選挙費委託金19,094千円は、今回の選挙経費に対する委託金で、補助率10分の10でございます。

続いて、歳出予算について御説明をいたします。32ページからでございます。

２款４項５目．衆議院議員総選挙費は19,094千円を計上いたしております。投票管理者及び立会人の報酬や職員手当、また、ポスター掲示場の設置業務や期日前投票事務の委託料など、衆議院議員総選挙の執行に要する費用を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第２号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第２号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第２号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第２号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第２号　専決処分の承認について（専決第１号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第８号））については承認することと決定をいたしました。

日程第10　議案第３号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10．議案第３号　みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。椛嶋総務部長。

○総務部長（椛嶋晋治君）（登壇）

それでは、議案第３号　みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市行政機構の見直しに伴い、部の再編など条例に所要の改正を行うものでございます。

行政機構の見直しの主な内容としましては、市民へ提供する窓口サービスの利便性向上及び効率化を図るワンストップ窓口のさらなる推進のため、現在、保健福祉部に設置している健康づくり課を市民部に移管するものです。それに伴い、保健福祉部の名称を介護福祉部に変更いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第３号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第11　議案第４号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11．議案第４号　みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提

案理由の説明を求めます。椛嶋総務部長、引き続きお願いします。

○総務部長（椛嶋晋治君）（登壇）

それでは、議案第４号　みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の行政手続法の改正に伴い、同様に条例・規則等に基づく処分等について定めている本条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、条例・規則等に基づく不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となります聴聞及び弁明の機会の付与などの意見陳述手続の通知を、公示送達で行う場合の方法について、アナログ規制の一つである書面掲示規制に関わる見直しを行い、インターネットによる公表を前提とした改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第12　議案第５号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12．議案第５号　みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（松藤典子君）（登壇）

改めましてこんにちは。それでは、議案第５号　みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により、福岡県が算定した令和８年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率などを改正するものでございます。

国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成しておりますので、各区分ごとに御説明をいたします。

まず、医療給付費分につきましては、所得割額の率を7.74％から7.65％に、被保険者均等

割額を29,194円から29,475円に、世帯別平等割額を29,293円から29,133円に改めております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の率を2.83％に据え置き、被保険者均等割額を10,563円から10,842円に、世帯別平等割額を10,599円から10,717円に改めております。

最後に、介護納付金分につきましては、所得割額の率を2.35％から2.32％に、被保険者均等割額を10,750円から10,640円に、世帯別平等割額を8,236円から8,224円に改めるものでございます。

また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の減額等につきましても同様に改めるものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第５号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第13　議案第６号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13．議案第６号　みやま市公共施設等整備基金条例の制定について、提案理由の説明を求めます。椛嶋総務部長。

○総務部長（椛嶋晋治君）（登壇）

議案第６号　みやま市公共施設等整備基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、公共施設の整備等に要する経費に充てることを目的とする基金を設置するため、条例を制定するものでございます。

本市が所有しております公共施設の老朽化に伴い、今後、多額の更新費用を要することが想定されるため、将来の負担に備え、持続可能な財政運営を図るものでございます。

条例の内容でございますけれども、第１条は、基金を設置する目的を規定いたしております。基金は、既存の整備に関する基金があるもの以外の公共施設の整備等に要する経費の財

源に充てることといたしております。

続いて、第２条　積立てから第８条　委任までの規定につきましては、既に設置しております基金条例と同様に、基金の管理や運用方法等を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第６号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第14　議案第７号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14．議案第７号　みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。堤教育部長。

○教育部長（堤　則勝君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第７号　みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま中学校の開校に伴う東山中学校の閉校により、利用に供する学校跡地体育施設の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、閉校となります東山中学校の体育館及び運動場を地域住民のスポーツ及びレクリエーションの場として有効活用するため、第２条の表に「みやま市東山体育館」及び「みやま市東山運動場」として追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第７号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第15　議案第８号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15．議案第８号　使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。堤教育部長。

○教育部長（堤　則勝君）（登壇）

議案第８号　使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料に関する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

本市における使用料及び手数料につきまして、行政改革プランに取り上げております受益者負担の適正化を図るため、令和６年１月から３月にかけ、関係団体及び有識者により構成する、みやま市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針策定委員会を設置し、委員の皆様に御議論をいただきました。

その会議での御意見を踏まえ、令和６年３月に使用料・手数料等の見直しに関する基本方針を策定したところです。

この基本方針に基づき、使用料に関する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するもので、みやま市学校施設設備利用条例など、関連する18の条例について、端数切捨て規定の削除や官公庁の後納規定を新設するとともに、減免に関しては基本方針の見直し基準に基づき定めることとし、詳細は規則へ委任するなど、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。

通告がございますので、発言を許可いたします。

なお、質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔明瞭に行っていただき、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

まず、８番古賀義教君。

○８番（古賀義教君）

使用料関係条例の整理につきましては、大変お疲れさまでした。障がい者がトレーニングルームを利用した場合の料金の減免について、令和７年６月の一般質問により、障がいを持

つ人や高齢者及び介護者の免除、減免を全体的に見直すという回答をいただいていました。

今回、その条例改正が行われていますが、その協議の経過を含め、どの範囲、どこが変わったのか、少し理解しにくいところもありますので、説明をお願いいたします。

道の駅の会議室とか、ルフラン関係も分かりませんし、ほかにもあるかと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

改めましてこんにちは。ただいま古賀議員からいただいた御質問についてお答えいたします。

使用料を個人利用料金として設定しておりました、まずトレーニングルーム、これ以外にプールを個人利用として設定しておりましたので、そちらのほうも同様に見直すという考えで検討しまして、今回、条例改正のほうに載せておりますが、65歳以上と、それから障がい者の方の利用料金設定を改めてさせていただいたところです。

また、介助者については人数制限を定めずに、無料で介助していただくというふうにさせていただきました。よろしくお願いいたします。

施設について、個人料金を設定しているところで考えさせていただきました。例えば、社会教育施設とかも会議室とかは１時間幾らとかいうふうに設定しておりますので、そういうところではなく、トレーニングルームとか、プールとか、個人で利用する部分について、今回、料金設定を新たにさせていただいたところです。

○議長（牛嶋利三君）

８番古賀義教君。

○８番（古賀義教君）

ちょっとこれは、さっきの道の駅とか、ルフランのあそこの利用料金は、今回はここには入っていないということですよね。今のはまだ１回目の続きですので。

○議長（牛嶋利三君）

岡環境経済部長。

○環境経済部長（岡　俊幸君）

それでは、改めてこんにちは。まず、道の駅についてですが、今回の道の駅だけは特別に、

道の駅の会議室は今回の条例で削除させていただくところでございます。

要件としましては、開設してから今まで会議室を使用された実績がないということと、道の駅の倉庫として不足しておりますので、倉庫代わりに現在使っているような状況ですので、今回に合わせて削除させていただきたいと思っておるところでございます。

あと、ルフランも障がい者や高齢者については、規則において５割減免と同等の対応をさせていただきたいと思っております。（35ページで訂正）

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

８番古賀義教君。

○８番（古賀義教君）

では２問目で、筑後地域の市町は、障がいを持つ人や高齢者及び介護者がトレーニングルーム等の施設を使った場合、ロッカー代の50円は別として、全額免除、無料が多く見受けられます。心身の健康は大切です。

今回、私も目のけがぐらいではありますが、不自由し、健康のありがたさが本当にまた分かっております。障がい者や高齢者が社会参加できやすく、心身ともに健康を保てるような環境づくりが必要と思われます。介護者の無料はよく分かりました。障がいを持つ人や高齢者に50円の負担を求めるに至った説明をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

今回、使用料の見直しについては、会議をしております。

その中で、基本的に施設を利用される方、していない方との公平性、公正性を今回、明確にしていきたいという考え方から、これまで説明しておりましたように、受益者負担をお願いしたいというふうに考えております。

ただし、古賀議員がおっしゃるように、配慮が必要な方々については、金額設定を低く、一般の方はトレーニングルーム250円ですが、65歳以上、それから障がいをお持ちの方については50円で、料金を低く設定させていただくという形で、受益者負担の分もお願いしたいという考えでおります。

○議長（牛嶋利三君）

８番古賀義教君。

○８番（古賀義教君）

受益者負担という言葉が出てくるだろうと思っておりました。

昨年の第39号議案は、子供たちがグラウンドや体育館などを使用した場合に、受益者負担の原則を求めるものであったと思いますが、議会開会前に取り下げられ、10割免除のままであります。子供たちと同じく、障がいを持つ人や高齢者も弱い立場のように思います。そこら辺、どのように整理されたのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

今回、使用料を見直すに当たりまして、まず、施設の特性に合わせた減免制度をつくっていこうというふうに方針を定めております。そのため、先ほど前年度はスポーツ団体であったり文化団体で、子供が協会に加盟して活動されている方については、５割の減額ということで御説明をしましたが、社会教育施設、社会体育施設を使って活動される場合については、子供については10割減免に引き上げて今回は設定したところです。

ただし、65歳以上、老人クラブであったりとか、障がい者の団体につきましては、５割でお願いしたいというふうに考えております。（「先ほどの発言の訂正をお願いしたいんですけど」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

岡環境経済部長。

○環境経済部長（岡　俊幸君）

申し訳ございません、先ほどの発言の訂正をさせていただきたいんですけど、バイオマスセンターについては、障がい者一人一人、個人というよりも団体に対して免除という形で規則で定めたいと思っております。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

次に、12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

この件については、完全に否定するものではございませんが、経過や考え方についてお聞

きをいたします。

まず、今回に限らず、以前から申し上げておりましたが、各部署で検討委員会や策定委員会等を設置される場合、その目的に十分議論できる人選がされているかという指摘を以前からしてきておりました。

今回もこの提案、前回されたときにおきましても、市民から使用料を徴収するという重要な案件にもかかわらず、この件に関しては、この策定委員会には場違いの方の起用があると申し上げております。知名度の高い人物だと思いますが、この案件については場違いであると。適材適所に反する方がおられる委員会の意見を採用すべきか、さらには、これを条例化すべきかどうか。

こういう委員会で、私が思うに、この件についての議論が十分できる人が採用されていないと。そういう中において、この意見を採用すべきか、さらには条例化まですべきか、こういうことについて、まず市長の考え方、これをお聞きいたします。

それから、古賀議員が今申し上げましたので重複するかもしれませんが、この件については、高齢者、障がい者は使用料を無料にすべきと古賀議員が再三申してこられましたけれども、今さっきのとおり、古賀議員の意見は完全に無視されておりまして、50円の料金を示されておりますが、50円に至った経過を、なぜ50円に至ったのかというのを今ちょっとお伺いしましたけれども、これをもうちょっと詳しく教えていただけませんでしょうか。

あわせて、小学生以下という文言がございますが、これには保育園児も含まれているでしょうが、この件も50円にした経過をお聞きいたします。

それから、この見直し案には、教育はもちろん、保健福祉部、環境部も関わっておりますが、この横の連携は十分に議論はされたんでしょうか、各部長さんにお聞きをいたします。

また、施政方針では、健やかに暮らせる福祉のまち、健康づくりの推進、障がい者が生き生きと暮らせる環境づくりというのを示されておりますが、障がい者、高齢者の使用料50円との整合性、これをお聞きいたします。

さらに、物価高騰に対しての国からの交付金を用いて、最優先的に支援をしている子供たちがいる家庭、これが最優先に支援をされております。このような家庭から使用料をもらうというのはいかがなものか。交付金で支援しているから使用料は払えと言わんばかりの相反する行為だと思いますが、こういうことを市長はどう思われますか。この３点についてお聞きをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんの御質問にお答えします。

基本方針の策定委員会の委員の選定についてということでございますけれども、これにつきましては、施設を利用される方と、そしてまた、利用されない方の両面の意見を取り入れるためにこのような人選となったということでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

あと、50円に至った経緯については、担当のほうでお答えさせていただきます。あと、各部の連携も同じくです。

使用料、福祉のほうの面と子供たちの面で50円徴収するということに関しましては、まず大前提として、公共施設の運営管理というのは、実際に施設を利用している方、利用されない方も含めて、市民の皆様の税金によって賄われておるわけでございますし、本市は人口減少と超高齢化社会に直面しておるわけでございますので、物価も高騰する中、厳しい財政運営を迫られているところが現状でございます。本市の人口が増え、産業が潤い、福岡市のように豊かな税収が確保できる状況になれば、市民の負担は軽減できるかもしれません。

現在、非常に厳しい財政状況の中で、公共施設を運営していくには、御利用いただく皆様には一定の御負担をいただく必要があると考えております。

先ほども担当課長が申し上げましたように、やはり受益者負担という部分もございますし、そういう部分も含めて低い金額で福祉の面、子供たちの面も合わせて設定しておりますので、そこはどうぞ御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

50円の金額の設定につきましてです。

まず、プール等については、これまでも子供は50円と、大人の半額の金額でした。それは、条例の中に減額100分の50を乗じた額とするというような書き方をしておりましたので、今回、料金設定の中にきちんとその金額を定めさせていただく形に変更しております。

また、65歳以上の方と、それから障がいをお持ちの方の料金設定につきましてですが、今回、各団体の減免制度を見直す中で、65歳以上の方の高齢者の団体であったり、障がい者の団体が同じ減額枠に設定をさせていただいております。

そこで、トレーニングルームも65歳以上の方は50円というふうに設定させていただいておりましたので、障がいをお持ちの方も同様の50円に、今回、設定させていただいております。プールにつきましても半額の50円で、今回、新たに設定をさせていただいたところです。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育部長。

○教育部長（堤　則勝君）

各部のほうで連携をしていたのかという御質問がございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、条例改正の議案を提案するに当たり、いろんな社会教育であったり、保健福祉部、農村婦人の家とかバイオマスセンターとか、いろんな施設がございますので、それが環境経済部であったり、その施設を所管するところから出てきていただきまして、プロジェクトチームを立ち上げまして、これまで月１回は必ず会議をして、これまで議論をしてきたところです。その中で情報共有を図りながら、議論をした経過がございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

田中保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）

今回の経過としまして、保健福祉部のほうからも、子ども・子育ての担当、それから障がい者の担当、高齢者の担当、各担当の係長のほうがプロジェクトチームのほうに入りまして、十分な配慮をというところでの御意見を述べさせていただきながら、今回、総合的な判断の上に、今回の提案となっていると考えております。

今後の対応としましては、会議室の利用等につきまして、極端に負担が生じるようなことがあれば、それに向けての対応というのは、また今後協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

岡環境経済部長。

○環境経済部長（岡　俊幸君）

環境経済部についても、所管の係長がプロジェクトチームに参加し、所管としても課長を含め、設立の趣旨と農林水産業とかバイオマスとかとありますので、趣旨を含めたところで協議して現在に至っておるところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）（「子育て世帯とかに最優先に交付金を与えておりますよと、そういう家庭から今回、金を取る、使用料を払えという、こういう相反する行為はどうですかと聞きよるわけです」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

まず、先ほども繰り返し申し上げますけれども、大前提として公共施設の管理運営は、実際に施設を利用している方とか利用されていない方も含め、市民の皆様の税金により賄われておるところでもございます。

本市は、人口減少、超高齢化社会に直面しておるわけでございますし、物価も高騰する中、厳しい財政運営を迫られているのが現状でございますので、本市の人口が増え、産業が潤い、豊かな税収が確保できる状況になれば、市民の税金は軽減できるかもしれないです。福岡市のように、本当に昨年も大きな税収でうらやましい限りですが、本市の現在の厳しい財政状況の中で公共施設を運営していくためには、御利用いただく皆様には一定の負担をしていただく必要があると考えておるわけでございますし、ただ、福祉の面から、そして、子ども・子育ての面からという部分もございますけれども、今回のこの利用料改定につきましては、受益者負担の意識は市民の皆様に持っていただかないといけないという考えもございます。

その中でも、非常に低い金額で設定をさせていただいているということでございますので、そこは瀬口議員さんにもぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

市長、私が言いよるのは、よく聞いてくださいね、申し上げましたというか、あなたが的確に申し上げとらんから、私はそういう言葉で言いよるんですよ。

物価高騰で一番弱者、そういうところに交付金を最優先的にやっておりますと、弱者だから。子育て世帯、幼稚園児、小学生、そういう子育て世帯にはやっております。そういう家庭から使用料金をやんなさいよと。相反する行為じゃないですかと。弱者は片方では助けましょう、助けましょうと言われます。しかし、こういうときには金を払いなさいと。受益者負担というのを古賀議員が言いよりましたけど、受益者負担というのがどういうことかというのは大体分かっていますよ。受益者負担、何でもかんでも受益者負担という言葉でまかり通るかというようなことですたい。そっちは財政難、財政難と。財政難においても、公費で賄うべきところは公費で賄いなさいよと、そういうことなんですよ。受益者負担というのは、必ずしもそういう方から銭を取れということじゃないでしょうが。逆に、受益者負担を整理したいと言いよんなはっけど、こっちからよく整理してもらいたいと。そういうことです。

それから、使用している人、両者の意見を聞きたい。市民から、要するに受益者負担として取れよということなんでしょうか。そういう中に、もうはっきり言います。銀行員さんとかは何で必要なんですか。このメンバーに銀行員さんとか、それはさっき言いましたけど、そのほかのことでは知名度の高い方やろうと思いますよ。

しかし、この件について、適当かどうだったかというようなことをお聞きしよります。間違いて素直に言わんですか。そしたら私たちも賛同しますよ。何かかんか理由づけをして、自分たちの都合のいいような言い回し方をされる。非常に残念なことですたい。

それから、最後にちょっとお聞きしますが、この条例の制定は、前回提案されました小・中学生のスポーツ団体、文化スポーツ団体、この方から前回は破棄されましたけど、これの制定によって、ここ数年間のうちに元の小・中学生からの文化スポーツ団体からの使用料を徴収するという足がかりにしたいんでしょう。そういう考え方はありますかと今からお聞きします。これははっきりしておかんと、ここが私は一番ポイントだと思いますからね。

ずっと将来は、そういうことになるかもしれんし、先ほど言われたごと、経済が潤ってくれば、そういうことがないかもしれん。財政難、財政難と言いよんなはるけど、これをしたのは誰ですかと私は言いたいんですよ。副市長、首が傾きよんなはるが、私が言うことの間違っとっですかね。それを１つお聞きいたします。数年後には、前回示された小・中学生の文化スポーツ団体、これに大きく関連していますかということをお聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

堤教育部長。

〇教育部長（堤　則勝君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

数年後に少年団体から徴収していく足がかりにするのかということなんですけれども、今回の改正については、前回、少年スポーツ団体とか、５割の減額ということで御提案をさせていただきました。

その中で、そういった子育て世帯とか、少年団体の育成というのはどうなのかという中で議論を重ねて、今までどおり10割減免でいこうということで考えたところです。

将来的な目標を持って、今回の10割減免を設定はしておりません。現段階でどうしていくのかという中での提案でございます。

以上でございます。

〇議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

〇12番（瀬口　健君）

今回、この分に関しては賛同できるんですが、将来のこともまだ分からんというようなことですから、賛同はできるでしょうけれども、私にすれば、こういう検討委員会、策定委員会を設置するに当たって、もうちょっと人選をシビアにしていただけんかなと。みんなが納得するようなですね。

こういう議論もせずに、スムーズに本当にこの方たちは議論したんだなと言えるような策定委員会等々にしていただきたいんですよ。どうしても私は、言い方はよかです、両面からの意見を聞きたい。何で銀行員さんがこやんかとけ必要ですか。誰でもそう思いますよ。ほかにもいらっしゃいますよ。知名度の高い方でも、何でこの策定委員会に入って、そういう方たちの意見を採用して、条例化までしようと。こういうやり方、みやま市の市政のレベルの低さというようなことにもつながるかもしれんですよ。しっかりと考えていただきたい。

それから、さっきも言いましたように、何でもかんでも受益者負担。受益者負担じゃなくて、受益者、これを負担するのは、取るのが原則じゃないんでしょうが。そうでしょう、受益者というのは。負担していただくことが原則じゃなかですよ。やむを得んから、取らざるを得んと。それには市の工夫もせにゃいかん、前回も申し上げたとおり、職員さんもせにゃいかん。

市長、聞いていただいておりますかね。せっかく私もここに立って、花粉症ながら声が枯

れとる中で言いよりますが。そういう整理をしていただかにゃいかんと、そういうのを申し上げておきたいと思います。

今回の分には賛同いたしますけれども、今のような委員会等々のメンバーの構成、これはしっかりとやっていただきたいと。

それと、受益者負担というのを軽々しく言いなさんなと。皆さん努力してくださいよということでございますよ。それだけ申し上げたいと思っておりますが、お返事はどなたかしてください。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんがおっしゃることは重々理解しておりますが、やはり施設の利用の有無の公平性、やっぱり一市民として施設を利用される場合は、使用料をいただいていかないと、なかなか全て無料というわけにはいかないというふうに考えております。

やはり公平性を保つために、施設を利用する方には一定の意識を持っていただくということが大事だと思いますし、福祉的観点から考慮して、かなり低い金額での意識を持っていただくための低額な料金を設定させていただいておりますので、その辺、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

以上で通告による質疑は終わりましたけれども、ほかに関連する質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第８号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第８号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第16　議案第９号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16．議案第９号　みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。田中保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。議案第９号　みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたため、関係する３条例を改正するものでございます。

改正の主な内容としましては、保育士不足が深刻な地域である国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度について、全国的に制度化されたことにより、各都道府県等は、国の認定を受けることで、地域限定保育士制度の活用が可能となりました。

福岡県においても、令和７年11月13日付で内閣総理大臣の認定を受けたため、３条例のそれぞれに所要の改正を行い、保育士の中に地域限定保育士を含むものとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第９号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第17　議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17．議案第10号　みやま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き田中保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）（登壇）

議案第10号　みやま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度が創設されたことから、認可した事業所に対する特定乳児等通園支援事業の運営に関する適合基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援法に基づき、乳児等通園支援事業を実施する事業者に対し、市が給付費を支給する特定乳児等通園支援事業の運営に関して、内閣府令で定められた基準に準じて、具体的な市の基準を定めるもので、運営に関する詳細な規定や責務、給付費の対象とする事業者の要件を明確化することで、制度の適正な実施と利用者の保護を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第18　議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18．議案第11号　みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。岡環境経済部長。

○環境経済部長（岡　俊幸君）（登壇）

議案第11号　みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、宿泊施設の設置事業者に対する指定要件の緩和等を行い、市内における宿泊施設の誘致を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、指定要件の緩和及び奨励措置の拡充が主なものでございます。指定要件につきましては、現行に規定する指定区域を削除し、宿泊施設の誘致を促進する区域を市内全域へ拡張いたしております。あわせて、宿泊施設の多様な運営形態を鑑みて、市内５人以上の新規雇用に係る規定を削除いたしております。

次に、奨励措置につきましては、建築費等補助金の交付対象施設に同一敷地内に併設する飲食店を加えるとともに、従業員数や宿泊定員数に応じて、当該補助金の交付割合及び限度額をそれぞれ細分化いたしております。あわせて、操業開始から３年以内に市民を３人以上雇用した場合における雇用奨励金を新設いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19　議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19．議案第12号　みやま市営住宅条例及びみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。城戸建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（城戸邦宏君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第12号　みやま市営住宅条例及びみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市営住宅及び定住促進住宅の管理の適正化及び運用の明確化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、まず、入居資格等の規定について、条例中の用語の整理や、入居者及び同居予定親族の定義を明確にするとともに、連帯保証人の収入要件を「給与や事業所得等の安定した収入を有する者」と見直し、保証能力の担保を図っております。

次に、入居手続等について、入居可能日から期限までに入居しない方への入居決定の取消し規定を追加するとともに、家賃の納付期間における開始日の明確化や、敷金の減免・還付、転貸等の禁止、明渡請求の要件などについて整理を行い、運用の明確化を図っております。

また、市営住宅等の駐車場管理について詳細に規定し、管理根拠を明確化にするほか、市営住宅と定住促進住宅で趣旨や運用が共通する規定についての文言統一を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20　議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20．議案第13号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明を求めます。椛嶋総務部長。

○総務部長（椛嶋晋治君）（登壇）

それでは、議案第13号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、福岡県市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、久留米市外三市町高等学校組合が、令和８年３月31日を限り解散すること、また、令和８年４月１日から久留米広域市町村圏事務組合が名称変更することに伴い、規約の改正が必要になりましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第21　議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21．議案第14号　筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第14号　筑後地域消防通信指令事務協議会

規約の変更に関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和８年４月１日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する必要があるため、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の６の規定によりその例によることとされる、同法第252条の２の２第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更後の名称は、久留米広域消防組合となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は総務常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後の会議は13時30分から再開をいたします。

午後０時15分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（牛嶋利三君）

午後の会議を続けてまいります。

日程第22　議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22．議案第15号　みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明を求めます。坂本企画部長。

○企画部長（坂本生治君）（登壇）

こんにちは。議案第15号　みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条の規定に基づき、新たにみやま市過疎地域持続的発展計画を策定したため、議会の議決を求めるものでございます。

現行のみやま市過疎地域持続的発展計画は、令和３年４月１日に施行された同法の規定に基づき策定したものでございますが、このたび、現計画期間が満了いたします。これに伴い、

新たに令和８年度から令和12年度までを期間とする計画を策定するものでございます。

過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画の策定に当たりましては、総務省が定める作成例に基づき作成しており、具体的な支援施策として措置される過疎対策事業債につきましては、この過疎計画に記載する必要があるものでございます。

また、本計画の策定においては、同法第８条第７項の規定により、あらかじめ県と協議しなければならないこととされており、これにつきましては、今年１月に福岡県との協議が調っておりますことを申し添えます。

それでは、本計画の概要を御説明申し上げます。

172ページをお願いいたします。

まず、基本的な事項について説明いたしております。

初めにみやま市の概況を、174ページ下段から177ページは人口及び産業の推移と動向、178ページから行財政の状況、180ページからは本市の総合計画にのっとった地域の持続的発展の基本方針について記載しております。

183ページからの地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、本市の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標値をもって本計画の目標値とし、評価についても、市民意向調査やまち・ひと・しごと創生会議における総合戦略の検証結果等を踏まえ、計画の中間年と最終年に行うこととしております。

続いて、185ページ以降は、移住・定住・地域間交流の促進や産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備・交通手段の確保、教育の振興などの過疎地域が抱える喫緊の課題について、13の施策区分ごとに現況と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画等との整合を示しております。

なお、219ページ以降は、事業計画のうちソフト事業であります過疎地域持続的発展特別事業分を再掲した一覧表を添付しております。

本計画に基づき、持続的発展可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、より一層注力して事業を進めてまいります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を

終わります。

議案第15号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第23　議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23．議案第16号　みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。城戸建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第16号　みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第１項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては、別紙の表の左端の番号ごとに説明いたします。

まず、番号１につきましては、県道整備に伴い、終点が変更となるため廃止するものでございます。

次に、番号２につきましては、一部が私用地であり、公共の道路として利用されておりませんので、廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号は産業建設常任委員会に付託をいたします。河野委員長よろしくお願いします。

日程第24　議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24．議案第17号　みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。再び城戸建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第17号　みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第８条第１項の規定に基づき、市道路線の認定をするものでございます。

まず、番号１、番号３、番号４の３路線につきましては、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造され、本市に帰属した道路を新たに市道路線として認定するものです。

次に、番号２の路線につきましては、県道整備に伴い終点を整理し、認定をするものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第25　議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25．議案第18号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第９号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。それでは、議案第18号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第９号）について、提案理由の御説明を申し上げます。またまた長くなります。よろしくお願いします。

236ページからでございます。

令和７年度みやま市一般会計補正予算（第９号）は、歳入歳出予算にそれぞれ267,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25,331,088千円といたしております。

まず、240ページをお願いいたします。

240ページは、第２表　継続費補正でございます。高田小学校体育館建設事業において、入札結果などにより総額及び年割額を変更するものでございます。

続いて、241ページは、第３表　繰越明許費補正でございます。計画に関する諸条件によるものなど、年度内に完成が見込めない事業につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、243ページは、第４表　債務負担行為補正でございます。入札結果等により、翌年度以降の限度額を変更するものでございます。

次に、244ページをお願いします。

244ページは、第５表　地方債補正でございます。各事業費の増減等に伴い、追加及び変更を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

議案書248ページからでございます。

まず、11款．地方交付税468,262千円は、一般財源を調整して追加をいたしております。

次に、飛びまして、250ページをお願いします。

15款１項の国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の増額など、歳出予算と連動し、計上いたしております。

続きまして、251ページ、15款２項１目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、本市の物価高騰支援策の経費に充てるため、7,373千円を計上いたしております。

次に、議案書252ページ、16款１項の県負担金は、国庫負担金と同様に、歳出予算と連動して計上いたしております。

次に、議案書飛びまして254ページをお願いいたします。

254ページの18款．寄附金は、個人や道の駅みやま、みやまスマートエネルギー株式会社からの寄附金を計上いたしております。

次に、飛びまして、257ページをお願いいたします。

22款の市債でございますが、過疎対策事業債や教育債など実績に応じ、追加または減額をいたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

議案書258ページからでございます。

258ページ、２款１項８目の予約制乗合バス車両購入費7,920千円は、寄附金を活用して、乗合バス２台を購入するものでございます。

次の９目．基金費は、合計で122,000千円を追加いたしております。そのうち、減債基金積立金は、後年度の市債の償還に備えるため、１億円を追加いたしております。

次に、議案書飛びまして、260ページをお願いいたします。

３款１項１目の社会福祉施設等物価高騰対策支援金4,438千円は、社会福祉事業所について、高騰している光熱費等に対し支援金を支給するものでございます。

次の４目の障がい福祉サービス費11,000千円は、不足見込み分を追加いたしております。

続いて261ページ、３款２項２目の子どものための教育・保育給付費は、決算見込みに応じ、保育所運営委託料及び施設型給付費を増額いたしております。

次に、262ページをお願いいたします。

４款１項１目の水道事業会計出資金19,042千円は、水道管路耐震化事業に対する一般会計出資金を追加補正するものでございます。

続いて263ページ、６款１項７目の農業水利施設保全対策事業負担金5,000千円は、高田南部・南部開地区のポンプ設備等更新事業に対する県負担金を追加いたしております。

次に、264ページをお願いします。

８款．土木費については、用地交渉の難航や入札結果等により不用額を減額いたしております。

続いて265ページ、９款１項１目の電話設備更新工事費7,800千円は、筑後地域消防指令センターの設備更新に伴い、本市消防本部の電話設備更新を追加するものでございます。

次に、飛びまして267ページをお願いいたします。

267ページ、10款２項１目の高田小学校体育館建築本体工事費は、入札結果等により86,000千円を減額いたしております。

続いて268ページ、10款３項１目の各中学校大規模改修工事費67,000千円は、高田中学校の外壁改修工事等を前倒しして行うものでございます。

最後に、269ページをお願いいたします。

10款４項５目のまいピア高田大規模改修工事費17,000千円は、舞台関連設備の更新など大規模改修工事を追加いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、配付しております予算関係資料の２ページ目以降に記載をしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号は、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略することと決定いたしま

した。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第18号　令和７年度みやま市一般会計補正予算（第９号）は原案どおり可決をされました。

日程第26　議案第19号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26．議案第19号　令和７年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を求めます。再び大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第19号　令和７年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書273ページからでございます。273ページをお願いいたします。

令和７年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算からそれぞれ52,986千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,268,448千円といたしております。

それでは、歳入予算から御説明をいたします。

278ページをお願いいたします。

４款１項１目の普通交付金は、歳出の決算見込みに応じて調整し、次の279ページの７款１項１目、前年度繰越金は、一般財源の額を調整して追加をいたしております。

続きまして、歳出予算について御説明をいたします。

280ページをお願いいたします。

２款１項１目の療養給付費は、医療費の決算見込みに応じて、療養給付費保険者負担金２億円を減額いたしております。

続いて281ページ、５款１項１目の国保財政調整基金積立金は、国民健康保険事業の安定した財政運営を確保するため、１億円を積み立てるものでございます。

最後に、282ページをお願いいたします。

７款１項２目の国県支出金等返還金47,014千円は、令和６年度交付金の返還金でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第19号　令和７年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第27　議案第20号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27．議案第20号　令和７年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第20号　令和７年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書283ページからでございます。

令和７年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ151,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,366,032千円といたしております。

まず、288ページをお願いいたします。

288ページからの歳入予算でございますが、３款．国庫支出金及び次の289ページの７款．繰入金は、歳出予算と連動し、それぞれ計上いたしております。

続いて、290ページの８款．繰越金は、一般財源の額を調整し、追加をいたしております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。

291ページからでございます。

１款１項１目の電算システム改修委託料は、税制改正に伴うシステム改修で1,622千円を追加いたしております。

最後に292ページ、５款１項の基金積立金は、介護保険事業の安定した財政運営を確保するため、介護給付費中期財政調整基金へ150,000千円を積み立てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第20号　令和７年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決されました。

日程第28　議案第21号

○議長（牛嶋利三君）

日程第28．議案第21号　令和７年度みやま市水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾友博君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。議案第21号　令和７年度みやま市水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和７年度みやま市水道事業会計補正予算（第２号）は、資本的収入予算に19,042千円を増額し、総額を220,943千円といたしております。

資本的収入予算、１款２項．出資金の補正を計上いたしております。

出資金は、総務省の定める繰出基準に基づく一般会計からの繰出金で、水道管路耐震化事業に対する繰出金の算出方法の見直しがあったため補正するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告があってございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第21号　令和７年度みやま市水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第29～第35　議案第22号～議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29．議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算から日程第35．議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算についての７件について、提案理由の説明を求めます。

まず、議案第22号から議案第26号、大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第22号から議案第26号までの５件は、一般会計と特別会計の令和８年度当初予算をお願いするものでございます。提案理由につきましては一括して御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いします。すみません。また長くなりますけど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算を御説明いたします。予算書は３ページを、予算資料については、配付をしております予算関係資料12ページをお願いいたします。予算書３ページ、予算関係資料は12ページでございます。

令和８年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ22,643,000千円といたしております。前年度と比較して572,000千円の増、率にしてプラス2.6％となっております。各種施策を積極的に推進することにより、「暮らしやすく、住み続けたいと思える選ばれるまち」を目指した予算といたしております。

それでは、当初予算案の具体的内容につきまして、歳入予算の主なものを予算書は13ページの事項別明細書、予算関係資料は32ページからの資料により、増減理由を中心に御説明をいたします。

予算書13ページ、予算関係資料32ページをお願いします。

まず、市財政の根幹となります１款．市税は、個人所得の増加に伴う個人市民税の増収を見込んでおります。また、法人市民税も増収見込みであり、市税全体では前年度比1.8％増の3,856,679千円と見込んでおります。

次に、２款から12款までの交付金等は、地方財政計画等に応じて計上いたしております。

そのうち、７款．地方消費税交付金は、国の消費税収が増収となる見込みのため、前年度比125,000千円増の980,000千円を見込んでおります。

次に、10款．地方特例交付金は、自動車税及び軽自動車税環境性能割の廃止に伴う減収補填特例交付金の増により、86,001千円と見込んでおります。

続いて、11款．地方交付税は、国勢調査人口の置き換えにより、普通交付税の減を見込んでいるものの、特別交付税の増により、前年度比同額の64億円を計上いたしております。

次に、15款．国庫支出金及び16款．県支出金は、歳出予算に応じて予算計上いたしております。

15款．国庫支出金は3,312,249千円で、前年度比114,100千円の減といたしております。高田小学校体育館施設整備費負担金の減が主な要因でございます。

16款．県支出金は1,913,991千円で、前年度比5,262千円の増といたしております。給食費負担軽減交付金の増が主な要因でございます。

次に、19款．繰入金は2,256,060千円で、前年度比480,999千円の増といたしております。財源調整を行うための財政調整基金繰入金1,886,000千円、寄附者からいただいたふるさと

納税を活用するため、ふるさとみやま応援基金繰入金２億円などを計上いたしております。

最後に、22款．市債は2,293,600千円の借入れを見込んでおります。前年度比63,700千円の減、マイナス2.7％となっております。このうち、過疎対策事業債は1,650,800千円を計上いたしており、市債総額の約72％を占めております。旧小学校跡地整備事業や総合保健福祉センター改修事業、ストックヤード整備事業などの借入れを予定いたしております。

続きまして、歳出予算の主な事項につきまして御説明いたします。

予算書は15ページ、予算関係資料は34ページの増減理由を中心に御説明をいたします。

まず、１款．議会費は170,018千円で、前年度比623千円の減といたしております。議員共済会負担金の減が主な要因でございます。

次に、２款．総務費は3,360,728千円、前年度比378,179千円の増、率にしてプラス12.7％でございます。旧山川東部小学校校舎等解体工事費や公共施設等整備基金積立金の増が主な要因でございます。

次に、３款．民生費は8,291,577千円、前年度比511,498千円の増、プラス6.6％でございます。あたご苑大規模改修工事費や障がい児支援サービス費の増などによるものでございます。

次に、４款．衛生費は1,753,488千円、前年度比238,087千円の増、プラス15.7％でございます。ストックヤード建設工事費の増が主な要因でございます。

次に、６款．農林水産業費は1,336,865千円、前年度比25,016千円の増、プラス1.9％でございます。これは山川町甲田地区の農地整備事業である農地中間管理機構関連農地整備事業負担金の増によるものでございます。

続いて、７款．商工費は433,828千円で、前年度比43,870千円の増、率にしてプラス11.2％となっております。みやま柳川インターチェンジ西地区の測量調査等委託料やプレミアム商品券事業補助金の増が主な要因でございます。

次に、８款．土木費は1,733,123千円、前年度比229,316千円の増、プラス15.2％といたしております。下庄雨水ポンプ場設備改修工事費の増が主な要因でございます。

次に、９款．消防費は936,422千円を計上いたしております。前年度比239,640千円、率にしてマイナス20.4％の大幅減となっております。これは消防通信指令システム等の整備に伴う筑後地域指令センター協議会負担金が大幅に減少したことが主な要因でございます。

続いて、10款．教育費は2,163,526千円、前年度比722,123千円の減、率にしてマイナス

25.0％の大幅減となっております。これは、高田小学校の体育館建築本体工事費や図書館大規模改修工事費の減によるものでございます。

最後に、12款．公債費は2,417,063千円で、前年度比107,983千円の増、プラス4.7％でございます。令和３年度過疎対策事業債借入れ分の元金償還が始まったことなどが主な要因でございます。

以上が令和８年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明をいたします。

各特別会計の状況については、予算関係資料30ページに一覧表をお示ししております。

それでは、議案第23号　令和８年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

予算書259ページをお願いいたします。259ページでございます。

令和８年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,023,316千円といたしております。前年度と比較して295,503千円の減といたしております。国民健康保険制度改革により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、歳入では国民健康保険税及び保険給付費等交付金、歳出では保険給付費及び国保事業費納付金が主なものでございます。なお、令和８年度においても、本市の保険税率を県の標準保険料率のとおり改定する予定といたしております。

続いて、議案第24号　令和８年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

304ページをお願いいたします。

令和８年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ936,788千円といたしております。前年度と比較して88,683千円の増でございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料の増、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んでおります。

次に、議案第25号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計予算でございます。

予算書332ページをお願いいたします。

令和８年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,235,182千円といたしております。前年度と比較し43,829千円の増、プラス0.8％でございますが、そのうち介護保険事業勘定の総額を5,207,929千円と、介護サービス事業勘定の総額を27,253千円といたしております。３か年計画であります第９期介護保険事業計画の最終年度に当たり、こ

の計画に応じて保険給付費を見込み、計上いたしております。また、要支援者などに対する介護予防事業や包括的支援事業費を計上いたしております。

最後に、議案第26号　令和８年度みやま市用地特別会計予算でございます。

予算書409ページをお願いいたします。

令和８年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ３千円といたしております。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を先行取得することを目的として設置いたしておりますが、令和８年度も事業計画がございませんので、費目のみ計上といたしております。

以上、一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら続きまして、議案第27号、議案第28号、松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾友博君）（登壇）

議案第27号　令和８年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。予算書420ページからになります。

令和８年度予算につきましては、第２条　業務の予定量として、給水戸数１万2,040戸、年間総給水量237万5,000立方メートル、１日平均給水量6,507立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、主なものといたしまして、送配水管の更新を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第３条　収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を522,186千円、事業費用を495,057千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として水道料金等を495,121千円、また、営業外収益として、繰入金及び長期前受金戻入などを27,062千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、受水費、修繕費用及び減価償却費等を474,326千円、また、営業外費用として企業債の支払利息等を19,780千円計上いたしております。

次のページをお願いします。

第４条　資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を207,458千円、支出を479,935千円といたしております。

収入につきましては、企業債115,000千円、出資金54,308千円、工事負担金4,200千円、国庫補助金33,950千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として387,979千円、企業債償還金といたしまして87,955千円を計上しております。

収入額が支出額に対して不足する272,477千円につきましては、損益勘定留保資金等で補塡いたします。補塡財源の明細を454ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

予算書456ページからになります。

なお、事業ごとの予算書を配付しております予算関係資料110ページより添付しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

令和８年度予算につきましては、第２条　業務の予定量として、接続戸数5,307戸、主な建設改良事業につきましては、公共下水道管渠整備事業として405,500千円、浄化槽整備事業として128,000千円を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第３条　収益的収入及び支出から御説明申し上げます。

事業収益を745,467千円、事業費用を737,127千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として使用料等を338,464千円。また、営業外収益として、他会計補助金及び長期前受金戻入等を407,003千円と見込んでおります。

次のページをお願いします。

第４条　資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を665,539千円、支出を808,269千円といたしております。

収入につきましては、企業債193,253千円、他会計出資金68,208千円、他会計補助金173,472千円、国庫補助金201,379千円、県補助金7,926千円、分担金及び負担金21,301千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として656,996千円、企業債償還金といたしまして149,573千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する142,730円につきましては、損益勘定留保資金等で補塡いたします。補塡財源の明細を487ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで皆さん方にお諮りをいたします。議案第22号から議案第28号までの７件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第28号までの７件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、３月２日を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、３月２日を休会することと決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は３月３日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後２時19分　散会